

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)



| 市町村                    | 区分                 | 補助額   | 要件  | お問合せ先        | お問合せTEL      |
|------------------------|--------------------|---|---|--------------|--------------|
| 富山市                    | 住宅取得支援             | 借入額の3%<br>(上限50万円)  | まちなか居住  | 居住対策課        | 076-443-2112 |
|                        |                    | 25万円～35万円   | まちなかに住宅を取得した県外在住の個人   | 居住対策課        | 076-443-2112 |
|                        |                    | 借入額の3%<br>(上限30万円、上乘せ有り)  | 公共交通沿線居住  | 居住対策課        | 076-443-2112 |
|                        | リフォーム支援            | 改修費の10%<br>(上限30万円)   | まちなか居住  | 居住対策課        | 076-443-2112 |
|                        |                    | 改修費の10%<br>(上限30万円)   | 公共交通沿線居住  | 居住対策課        | 076-443-2112 |
|                        | 家賃補助               | 月額1万円×3年間<br>(家賃－住宅手当)  | まちなか居住  | 居住対策課        | 076-443-2112 |
| 月額1万円×3年間<br>(家賃－住宅手当) |                    | ひとり親家庭等(公共交通沿線居住)   | 居住対策課   | 076-443-2112 |              |
| 高岡市                    | まちなか移住・子育て応援住宅取得支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年子育て世帯の中古住宅・中古マンションの購入取得額の5%(上限25万円)<br/>(40歳未満の子育て世帯の方)</li> <li>・三世帯同居のための一戸建て住宅の取得建設費もしくは取得額の5%(上限25万円)<br/>(三世帯以上(直系親族)で同居される子育て世帯の方)</li> <li>・若者UIJターンの新築、建売・中古住宅・中古マンションの購入建設費もしくは取得額の5%(上限25万円)<br/>(県外に1年以上居住されていた40歳未満もしくは子育て世帯の方(移住して2年以内を含む))</li> <li>・空き家・空き地情報バンクに登録されている住宅の取得<br/>取得額の5%(上限25万円)<br/>(市外に1年以上居住されていた方(移住して2年以内を含む))</li> </ul> | 子育て世帯とUIJターン者のまちなか居住  | 建築政策課        | 0766-30-7291 |
|                        | 住宅取得支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、建売、新築マンション<br/>借入額の5%(上限50万円)</li> <li>・中古マンション<br/>借入額の5%(上限50万円)</li> <li>・中古住宅<br/>取得額の5%(上限50万円)</li> <li>・隣接土地の購入<br/>限度額:30万円</li> <li>・隣接建築物の除却<br/>対象事業費1/2(上限50万円)</li> </ul>   | まちなか居住  | 建築政策課        | 0766-30-7291 |
|                        | リフォーム支援            | 改修費の10%<br>(上限40万円)   | まちなか居住<br>耐震改修と同時に実施  | 建築政策課        | 0766-30-7291 |
|                        |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーリフォーム<br/>改修費の2/3<br/>(10～15万円)</li> <li>・エコリフォーム<br/>改修費の2/3<br/>(30～35万円)</li> </ul>  | まちなか居住<br>「まちなか居住推進総合対策事業」により取得した中古住宅又は耐震改修と同時に実施(耐震パッケージタイプの場合)<br>定住・半定住支援事業又はにぎわい創出に関する事業の補助を受けていること(まちなか定住促進タイプの場合)<br>市外に1年以上居住されていた方がまちなかに移住(移住して2年以内を含む)するための住宅を改修(移住支援タイプの場合) | 建築政策課        | 0766-30-7291 |
| 射水市                    | 住宅取得支援             | 空き家取得額の1/2<br>(上限30万円)<br>※中学生以下の子どもが2名以上の場合は<br>限度額60万円  | 県外から転入し、空き家バンクを利用した契約者  | 未来創造課        | 0766-51-6614 |
|                        |                    | 土地取得額の一部<br>(㎡当たり2,600円、上限60万円)   | 空き家バンク登録後1年間経過した市街化区域内の空き家(※空き地含む)取得者   | 建築住宅課        | 0766-51-6683 |
|                        | リフォーム支援            | 改修費の2/3<br>(上限30万円)   | 木造住宅<br>耐震改修と同時に実施  | 建築住宅課        | 0766-51-6683 |
|                        |                    | 3世代同居住宅のリフォーム工事費<br>リフォーム工事費の5分の1(上限30万円)   | 3世代同居世帯<br>(※親と孫の同居世帯を含む)   | 建築住宅課        | 0766-51-6683 |
|                        | 家賃補助               | 月額2万円(上限)×2年間<br>(家賃－住宅手当)×1/2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新婚世帯</li> <li>・子育て世帯</li> <li>・市外からの転入世帯</li> </ul>   | 建築住宅課        | 0766-51-6683 |

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)



| 市町村  | 区分  | 補助額  | 要件   | お問合せ先          | お問合せTEL                 |
|------|---|--|--|----------------|-------------------------|
| 魚津市  | 住宅取得支援  | ・新築住宅<br>取得額の4%(限度額40万円)<br>・中古住宅<br>取得額の2%(限度額20万円)<br>※子育て支援加算(一律10万円)<br>※三世帯同居近居世帯支援加算(一律10万円) | ・市外に住民票を有する方で、市内に自ら居住するために住宅を新築される方、または購入される方。<br>・住民票を市内へ異動すること。<br>・住宅取得費用が100万円以上であること。<br>・市税等を滞納していないこと。    | 都市計画課<br>建築住宅係 | 0765-23-1031            |
|      |   | ・新築住宅<br>取得額の3%(限度額30万円)<br>・中古住宅<br>取得額の1.5%(限度額15万円)<br>※三世帯同居近居世帯支援加算(一律10万円)                   | ・市内に住民票を有する方で、市内に自ら居住するために住宅を新築される方、または購入される方。<br>・敷地が新規に購入した土地であること。<br>・住宅取得額が100万円以上であること。<br>・市税等を滞納していないこと。 | 都市計画課<br>建築住宅係 | 0765-23-1031            |
|      | 一律20万円  | 空家バンクに登録後3か月以上経過している空家を購入し入居して、転居又は転入の届出を行った場合、補助金を交付します。  | 都市計画課<br>区画整理係   | 0765-23-1026   |                         |
|      | 家賃補助  | 入居費用助成:対象経費(敷金・礼金・仲介手数料)の1/3(上限:5万円)<br>家賃等助成:対象経費(家賃・付帯する駐車場利用料)の1/3(上限:月額1万円。入居日から最長24ヶ月)        | 40歳未満の転入者が県内の事業所に勤務している場合、転入時の住宅賃貸に係る費用を一部助成します。   | 地域協働課<br>定住応援室 | 0765-23-1095            |
| 氷見市  | 住宅取得支援  | ・新築<br>取得額の10%(上限100万円)<br>・中古<br>取得額の50%(上限100万円)   | 左記、金額は転入者用。(限度額は、子育て世帯などの加算要件を満たした場合)  | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
|      |   | ・3世代同居<br>30万円<br>・3世代近居<br>10万円   | 3世代同居・近居のために住宅を取得すること  | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
|      | フラット35<br>【子育て支援型・地域活性化型】                       | フラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度  | 氷見市マイホーム取得支援補助金制度に該当すること   | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
|      | リフォーム支援   | ・改修費の50%<br>(上限50万円)   | 空き家バンクを利用した契約者   | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
|      |   | ・3世代同居<br>改修費50%(上限50万円)   | リフォーム後に3世代同居になること  | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
|      | 家賃補助  | ・月額最大4万円<br>×2年間<br>(月額家賃の支払い額)  | 子育て世帯・20代など。(申請者により金額が変更。)   | 地域振興課          | 0766-74-8075            |
| 滑川市  | 住宅取得支援  | 借入額の3%<br>(上限50万円)   | まちなか居住   | まちづくり課         | 076-475-2111<br>(内線431) |
| 黒部市  | 住宅取得支援  | 借入額の2%<br>(上限 新築:40万円、中古:20万円)<br>※市が指定する「まちなか」又は「地鉄沿線」の区域の場合は、10万円加算。「居住誘導区域」は、30万円加算。            | 住宅を取得するために、金融機関等から借入していること。  | 都市政策課          | 0765-54-2647            |
|      |   | 空家売買代の1/5<br>(上限10万円)  | 空家情報バンクを利用した契約者  | 都市政策課          | 0765-54-2647            |
|      | リフォーム支援   | 【登録空家リフォーム補助金】<br>リフォーム費用の1/2<br>(上限50万円)<br>※市が定めた「居住誘導区域」は上限100万円                                | 空家情報バンクに登録された空き家を対象  | 都市政策課          | 0765-54-2647            |
|      |   | 【解体補助金】<br>対象工事の1/2 上限100万円  | 市が定めた居住誘導区域内で、新築住宅建設のために空家バンクの空家を解体工事を行う空家の購入者   | 都市政策課          | 0765-54-2647            |
|      | 家賃補助  | 【三世帯同居・近居リフォーム補助金】<br>新規に同居・近居する場合:50万円<br>既に同居・近居している場合:20万円                                      | 中学生以下の子をもつ家庭が三世帯同居または近居する住宅に対する100万円以上のリフォーム工事を対象  | こども支援課         | 0765-54-2577            |
| 家賃補助 | 賃貸料の1/5<br>×1年間(上限10万円)<br>※市が定めた「居住誘導区域」10万円加算 | 空家情報バンクを利用した契約者  | 都市政策課  | 0765-54-2647   |                         |

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)



| 市町村  | 区分               | 補助額   | 要件   | お問合せ先      | お問合せTEL      |
|------|------------------|---|--|------------|--------------|
| 砺波市  | 住宅取得支援           | 【三世代同居】<br>新築工事費の10%(上限20万円)<br>【三世代近居】<br>新築工事費の5%(上限10万円)   | 三世代同居(近居)世帯                                      | 都市整備課      | 0763-33-1111 |
|      | リフォーム支援          | 【三世代同居】<br>増改築工事費等の10%(上限20万円)<br>【三世代近居】<br>増改築工事費等の5%(上限10万円)   | 三世代同居(近居)世帯                                      | 都市整備課      | 0763-33-1111 |
|      |                  | 住宅の耐震改修工事費の2/3(上限60万)   | 要件を満たす木造住宅の所有者<br>(一般耐震診断等で耐震補強の必要有りと診断された場合に限る) | 都市整備課      | 0763-33-1111 |
|      |                  | 改修費等の1/2(上限50万円)<br>【三世代同居するための改修の場合】<br>改修費等の3/4(上限100万円)  | 空き家バンクを利用して空き家を購入した契約者                           | 企画調整課      | 0763-33-1111 |
|      | 家賃補助             | 月額1万円×2年間<br>(家賃の1/2)   | 空き家バンクを利用して空き家を賃借した契約者                           | 企画調整課      | 0763-33-1111 |
| 小矢部市 | 住宅取得支援           | 取得額の10%<br>(転入:上限100万円 (+児童加算一人10万円(中3まで))<br>(転居:上限20万円)<br>(同地:上限10万円)  |  | 企画政策課      | 0766-67-1760 |
|      |                  | 50万円を限度に助成  | 小矢部市産の木材を3立方メートル以上使用して1戸建の住宅などを新築、増改築、修繕等する場合    | 農林課        | 0766-67-1760 |
|      | 家賃補助             | 【転入の場合】 月1万円上限 12か月、<br>【転入かつ新婚の場合】<br>月2万円上限 12か月まで、<br>月1万円上限 13~24か月まで   |  | 企画政策課      | 0766-67-1760 |
|      | リフォーム支援          | 上限10万円助成  | 転入し自宅をリフォームする場合<br>(市内の事業者を利用すること等要件あり)          | 企画政策課      | 0766-67-1760 |
|      | 遮熱性塗装等支援         | 2万円を限度に補助   | 住宅の屋根または窓ガラスに遮熱性塗装等を施工した場合                       | 生活協働課      | 0766-67-1760 |
|      | 住宅用太陽光発電システム設置支援 | 5万円を限度に助成   | 住宅用太陽光発電システムを設置、または付住宅を購入した場合(最大出力2KW以上)         | 生活協働課      | 0766-67-1760 |
|      | ペレットストーブ設置支援     | 5万円を限度に助成   | 設置経費補助   | 生活協働課      | 0766-67-1760 |
| 南砺市  | 住宅取得支援           | 新築:100万円+家族加算(1人5万)<br>中古:60万円+家族加算(1人5万)<br>※家族加算は申請者を除く<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍                                     | 5年以上南砺市外に居住<br>市外からの転入                           | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      |                  | 新築:30万円 中古:10万円<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍   | 市内での転居   | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      | リフォーム支援          | 購入住宅<br>改修費の10%(20万円を限度)<br>賃貸住宅<br>改修費の20%(10万円を限度)  | 空き家バンクを利用した契約者                                   | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      | リフォーム・増築・建替支援    | 【三世代新婚世帯】<br>改修費の20%(上限100万円)<br>【三世代夫婦世帯】<br>改修費の20%(上限30万円)<br>【三世代家族世帯】<br>改修費の20%(上限10万円)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍 | 三世代同居世帯<br>家族構成に一定の要件を満たす必要がある                   | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      | 家賃補助             | 1年間家賃補助<br>月額1万円×1年間(家賃)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍  | 市外からの転入世帯  | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      |                  | 2年間家賃補助<br>月額2万円×1年間(家賃)<br>月額1万円×1年間(家賃)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍   | 市外からの転入でかつ新婚世帯                                   | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      |                  | 2年間家賃補助<br>月額2万円×2年間(家賃)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍  | 市外からの転入でかつ学生世帯<br>(高校生以下は含みません)                  | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      |                  | 3年間家賃補助<br>月額2万円×3年間(家賃)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍  | 民間賃貸住宅居住前に山間過疎地域に居住していた高校生世帯                     | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |
|      |                  | 2年間家賃補助<br>月額1万円×2年間(家賃)<br>※市指定山間過疎地域は奨励金が1.5もしくは2倍  | 新婚世帯   | 南砺で暮らしません課 | 0763-23-2037 |



富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)



| 市町村                               | 区分  | 補助額  | 要件  | お問合せ先                       | お問合せTEL                     |
|-----------------------------------|---|--|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 上市町                               | 住宅取得支援  | 10～100万円<br>新築・増築・改築 又は購入した場合<br>※中古住宅を取得した場合は、半額  | 夫婦の年齢の合計が75歳未満である転入世帯<br>※指定区域によって上限額設定あり   | 建設課管理建築班                    | 076-472-1111<br>(内線318・319) |
|                                   | リフォーム支援                                       | 対象工事費の10%<br>限度額10万円(三世帯同居世帯は15万円)   | ・町内在住世帯等が所有・取得する住宅に対して50万円以上のリフォーム工事をする場合。<br>・上市町地域建築組合又は富山県建築板金工業組合上市支部に属する施工者による工事<br>・子供部屋の増築、屋根・外壁の改修、水回りの改修等                                  | 建設課管理建築班                    | 076-472-1111<br>(内線318・319) |
|                                   |   | 上限100万円  | 県外からの転入者が古民家を改修して住む場合   |                             |                             |
|                                   | 家賃補助  | 5～10万円   | 民間賃貸住宅借入者で<br>夫婦の年齢の合計が75歳未満である転入世帯   | 建設課管理建築班                    | 076-472-1111<br>(内線318・319) |
|                                   |   | 月額2,000円(24か月間)  | ①住民登録の日において40歳未満の独身者であり、その日まで の3年間、継続して町外に居住していた者であること。<br>②計画書提出時点で町内の事業所に勤務し、町内の民間賃貸住宅を借り上げ、居住している者であること。<br>③国家公務員または地方公務員でないこと。<br>※上記すべて満たすこと。 | 企画課企画班                      | 076-472-1111<br>(内線223・225) |
| ペレットストーブ導入促進事業補助<br>(再生エネルギー導入促進) | ペレットストーブ1台分の購入に要する経費の額<br>の1/4以内の額<br>(上限5万円) | 上市町内に住所を有する個人又は上市町内に事業所を有する事業者等  | 企画課企画班  | 076-472-1111<br>(内線223・225) |                             |
| 立山町                               | 住宅取得支援  | 《基本額》<br>新築・増築にかかる工事費の1/4<br>(里山地区:上限50万円)<br>(里山地区以外:上限25万円)<br>《加算》<br>・立山舟橋商工会加入業者の施工<br>工事費の1/10 (上限10万円)  | 富山県外にお住まいの方(転入前5年以上)で、<br>立山町へ移住される方<br>(県内他市町村へ転入後1年以内の申請も含む)<br>あわせて、以下のいずれかに該当すること<br>・中学生以下の子どもがいる世帯<br>・夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯                       | 企画政策課 地域振興係                 | 076-462-9980                |
|                                   |   | 《基本額》<br>新築・増築にかかる工事費の1/4<br>(里山地区のみ:上限15万円)<br>《加算》<br>・立山舟橋商工会加入業者の施工<br>工事費の1/10 (上限10万円)   | 県内・町内の賃貸住宅にお住まいの方(計画申請時)で、立山町に住宅を取得して定住される方<br>あわせて、以下のいずれかに該当すること<br>・中学生以下の子どもがいる世帯<br>・夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯  | 企画政策課 地域振興係                 | 076-462-9980                |
|                                   | リフォーム支援                                       | 《基本額》<br>リフォーム改修にかかる工事費の1/2<br>(里山地区:上限75万円)<br>(里山地区以外:上限50万円)<br>《特例加算:以下のいずれかに該当》<br>・中学生以下の子どもがいる世帯<br>・夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯<br>定額25万円<br>《加算:立山舟橋商工会加入業者の施工》<br>工事費の1/10 (上限10万円) | 富山県外にお住まいの方(転入前5年以上)で、<br>立山町へ移住される方<br>(県内他市町村へ転入後1年以内の申請も含む)  | 企画政策課 地域振興係                 | 076-462-9980                |
|                                   |   | 《基本額》<br>リフォーム改修にかかる工事費の1/2<br>(里山地区:上限25万円)<br>(里山地区以外:上限15万円)<br>《加算:立山舟橋商工会加入業者の施工》<br>工事費の1/10 (上限10万円)  | 県内・町内の賃貸住宅にお住まいの方(計画申請時)で、立山町に住宅を取得して定住される方<br>あわせて、以下のいずれかに該当すること<br>・中学生以下の子どもがいる世帯<br>・夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯<br>立山町空き家情報バンク登録物件の購入&リフォームであること         | 企画政策課 地域振興係                 | 076-462-9980                |
|                                   |   | 給湯器等を旧来型から高効率設備へ交換設置する際の費用を補助。<br>(※ペレットストーブ、薪ストーブは新規設置も含む)<br>《補助額》<br>購入及び交換設置費用の20%<br>(上限額あり)  | ・三世帯同居住宅(もしくは2km以内の近居)<br>・町内に本店・支店・営業所等の事務所を有する法人又は町内の個人事業者による施工   | 商工観光課<br>商工労働係              | 076-462-9970                |

富山県内各市町村の移住に係る補助制度の概要(住まい編)



| 市町村 | 区分  | 補助額  | 要件  | お問合せ先        | お問合せTEL      |
|-----|---|--|---|--------------|--------------|
| 入善町 | 住宅取得支援  | 取得額の50%<br>(上限 住宅60万円、宅地30万円)<br>(子育て世帯は住宅・宅地それぞれに加算10万円)  | 空き家バンクを利用した契約者  | 住まい・まちづくり    | 0765-72-3841 |
|     |   | 新築又は取得額の50%(上限 60万円)<br>(子育て世帯は加算10万円)   | ・2親等以内の家族と同居<br>・1親等以内の家族と同一行政区内に居住する近居                   | 住まい・まちづくり    | 0765-72-3841 |
|     |   | 取得費(上限 30万円)   | 結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先) | 結婚・子育て応援     | 0765-72-1853 |
|     | リフォーム支援   | 改修費の50%(上限 30万円)<br>(子育て世帯加算10万円)  | 空き家バンクを利用した契約者<br>賃貸住居の改修                                 | 住まい・まちづくり    | 0765-72-3841 |
|     |   | 改修費の50%(上限 60万円)<br>(子育て世帯加算10万円)  | 2親等以内の家族と同居   | 住まい・まちづくり    | 0765-72-3841 |
|     |   | 改修費(上限 30万円)   | 結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先) | 結婚・子育て応援     | 0765-72-1853 |
|     | 家賃補助  | ①賃貸住宅の入居にかかる初期費用(敷金、礼金、仲介手数料、賃料1ヵ月分)<br>②新居入居にかかる引越費用<br>①+②=上限30万円  | 結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯             | 結婚・子育て応援     | 0765-72-1853 |
| 朝日町 | 中古住宅取得支援  | 固定資産税額相当額(上限20万円)×3年+中古25万円  |   | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | 新築住宅取得支援  | (よこお団地)<br>固定資産税相当額(上限20万円)×3年<br>購入奨励金75万円(価格控除を受けない方)<br>(よこお団地以外の町造成地)<br>固定資産税相当額(上限20万円)×3年<br>購入奨励金75万円<br>期間限定加算75万円(H31.3.31まで)<br>(上記以外の土地)<br>固定資産税相当額(上限20万円)×3年<br>購入奨励金50万円 |   | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | リフォーム支援   | 改修費の50%<br>(上限100万円)<br>転入家族奨励金10万円×人数   |   | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | 家賃補助  | 月額1万円×3年間<br>(単身世帯は5千円)<br>転入家族奨励金(1人世帯を除く)10万円×人数   | 公的賃貸住宅、事業者従業員の住宅、親族が所有する住宅及び一軒家を除く                        | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | 新築住宅増築同居型                                       | 固定資産税額相当額(上限20万円)×3年+150万円   | 居室、台所、トイレを別として居住できる住宅                                     | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | 新築別居型   | 固定資産税額相当額(上限20万円)×3年+100万円   | 朝日町内に夫妻どちらかの親の家がある  | 建設課          | 0765-83-1100 |
|     | 既存住宅同居型   | 50万円<br>転入家族奨励金10万円×人数   | 現に1世帯が朝日町に居住していること、2親等以内の直系親族に限る。<br>施工額50万円以上で50万円       | 建設課          | 0765-83-1100 |
| 空き家 | 月額賃貸料50% (最高1万円×3年間)<br>転入家族奨励金(1人世帯を除く)10万円×人数 | 朝日町空き家情報バンクに登録されている空き家   | 建設課   | 0765-83-1100 |              |